

一般社団法人血管診療技師認定機構
(非営利型)

定 款

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人血管診療技師認定機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、コメディカルを対象に血管診療関連サブスペシャリティとしての血管診療技師の育成及び認定を通じて社会に貢献することを目的とし、その目的達成の為に次の事業を行う。

1. 血管診療技師認定制度の整備
2. 血管診療技師の認定業務並びに登録業務及び更新業務
3. その他前項の目的を達成するために必要な業務

第 2 章 社員

(法人の構成員)

第 4 条 当法人は、血管診療技師の認定を行う学会（日本血管外科学会、日本脈管学会、日本静脈学会、日本動脈硬化学会、日本フットケア・足病医学会）または当機構から推薦された者をもって構成する。当法人の構成員となるには、その者が当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得る。

(社員の使命)

第 5 条 当法人の構成員は、推薦学会の利害を離れて血管診療技師制度確立のために活動する者とする。

(社員の任期)

第 6 条 当法人の構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(任意退社)

第 7 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。但し、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次の各号の一に至った場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1.この定款その他の規則に違反したとき。
- 2.当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3.その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 社員が次の各号の一に至った場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第11条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 機構運営に関する重要事項
2. 社員の除名
3. 理事及び監事の選任又は解任
4. 理事及び監事の報酬等の額
5. 計算書類等の承認
6. 定款の変更
7. 重要な財産の処分及び債務の引き受け
8. 解散
9. 理事会において社員総会に付議した事項
10. 前各号において定めるほか一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」とする。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後6か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の承認を経て、代表理事が招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事が行うものとする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の 3 分の 2 以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事について、文書によってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

①定款の変更

②解散

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員の設定)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

①理事 3 名以上 30 名以内

②監事 2 名以内

2.理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2.代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2.監事は、いつでも、理事及び社員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2.監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3.補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4.理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、第16条2項の決議による。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2.理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

①社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

②規則の制定、変更及び廃止に関する事項

③前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

④理事の職務の執行の監督

⑤代表理事の選定及び解職

2.理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

①重要な財産の処分及び譲受

②多額の借財

③重要な使用人の選任及び解任

④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第 27 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2.通常理事会は、毎事業年度終了後 6 ヶ月以内に開催する。

3.臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

①代表理事が必要と認めたとき

②代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に開催の請求があったとき

③監事が必要と認めて代表理事に開催の請求をしたとき

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日にはじまり同年 12 月 31 日に終わる。

(剰余金の分配の禁止)

第 31 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(財産管理)

第 32 条 当法人の財産は、代表理事が管理する。会計処理に関する規定及び出納責任者は別に定める。なお、当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、日本血管外科学会、日本脈管学会、日本静脈学会、日本動脈硬化学会、日本フットケア・足病医学会に帰属させる。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

①事業報告書

②貸借対照表

③正味財産増減計算書

④財産目録

2.前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、第4条に示す学会又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が別に定める基金取り扱い規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 基金の拠出者は、前条の基金取り扱い規定に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第38条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これをとり崩すことはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議(第16条2項)によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会の決議(第16条2項)、その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 委員会

(委員会)

第41条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、委員会を設置し、業務を分担することができる。

2.委員会の委員は、社員のうちから理事会が選任する。

3.委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第42条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2022年5月12日 一部改訂（第1章第2条）

2025年4月1日 一部改訂（第2章第4条、第6章第32条、第7章第34条）